令和８年１１月１日　改定

市川市内の保育施設における風水害時の臨時休園等の基準

１　目的

市内の認可保育所等（以下「対象施設」という。）において、台風や集中豪雨等の自然災害が発生した場合やその発生が予測される場合に、児童や保護者、職員の安全を確保し、迅速かつ適切に判断・行動できるよう、臨時休園等の取り扱いに関する基準を定めるものです。

２　対象施設

認可保育所、（保育所型）認定こども園、地域型保育事業所

※対象でない施設にあっても本基準を参考として判断することを妨げるものではありません。

３　基本的な考え

（１）臨時休園等の判断・決定の主体

対象施設は、児童福祉施設として、災害等の非常時においても開所し保育を提供することを原則とします。しかし、避難情報や気象情報等から、児童や保護者、職員の安全確保が困難と予想される場合は、本基準を基に、市川市が臨時休園等の判断を行います。

ただし、施設の立地や周辺状況等の個別の事情を考慮し、本基準を踏まえた上で各対象施設が独自に定める基準による自主的な臨時休園等の判断については、これを尊重するものとします。

（２）各対象施設における独自基準の策定

対象施設の災害リスク（土砂災害を警戒する区域に立地している、内水氾濫の頻発する地域に立地しているなど）は、個々に異なります。そのため、独自の判断を必要とする対象施設においては、柔軟な対応が可能となるよう、園独自の判断基準を定めて災害対応を行うことができるものとします。

なお、判断基準の策定にあたっては、ハザードマップや過去の風水害の状況等を参考に事前に検討するとともに、あらかじめ保護者に対して十分な説明を行い、合意形成を図るものとします。

（３）開所中における児童の安全確保と引き渡し

荒天時における保護者のお迎えは危険を伴うことから、対象施設は保護者に対して無理な迎えの要請は行わず、あらかじめ定めた避難行動をとりながら保護者を待つものとします。

４　臨時休園とする具体的な基準

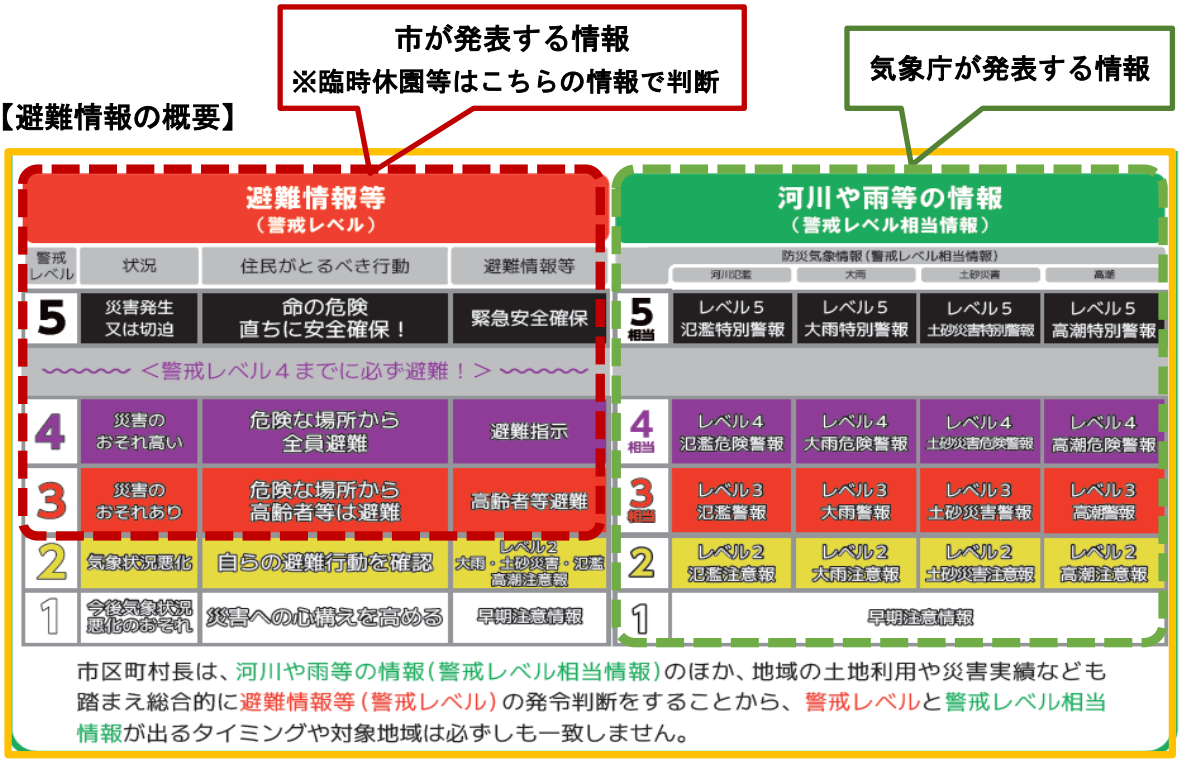
前述「３（１）」に基づき市川市が臨時休園を判断・決定する具体的な基準は、次のとおりです。該当する場合は、原則として臨時休園とします。

（１）市川市による避難情報の発令

市川市から、対象施設の所在地域に対して避難情報（警戒レベル３「高齢者等避難」以上）が発令されたとき

※気象庁が発表する気象情報「警戒レベル３相当など」は、市川市が発令する避難情報とは異なりますのでご注意ください。

【避難情報の概要】



出典：内閣府防災情報のページ（避難情報のポイント）

【参考：避難情報の収集方法】

・市川市の避難情報は、市メール情報配信サービス、市川市公式SNS（LINE、Facebook、X）、地域防災無線から同時に発令します。あらかじめ各サービスの登録をお願いします。

・以下のサイトでは、最新の避難情報を常時確認できます。

市川市災害ポータルサイト　https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen06/saigai.html

（２）公共交通機関の計画運休

ＪＲ等の鉄道各社が、市内を通る全線において計画運休を発表したとき

５　災害別の対応

（１）台風の場合

①台風前日

台風前日の正午頃における気象情報等を基に、市川市が臨時休園等の判断・決定を行い、**午後１時頃まで**に対象施設へメールにて連絡します。なお、正午頃の決定が困難な場合は**午後３時**、午後３時の決定が困難な場合は**午後５時**を目安に決定し、連絡するものとします。

②台風当日

台風前日に臨時休園の判断を行わなかった場合であっても、当日に避難情報（警戒レベル３以上）の発令、または市内を通る全線における鉄道の計画運休が発表されている場合は、基準に基づき臨時休園となります。

ア　開所前の判断基準

午前６時時点で、避難情報（警戒レベル３以上）が発令されている場合、または市内を通る全線における鉄道の計画運休が発表されている場合は、臨時休園となります。

イ　開所後の判断基準

開所後に避難情報（警戒レベル３以上）が発令された場合は、それ以後を臨時休園とします。新規の児童受入は停止し、保護者にお迎えの要請をします。ただし、外の風雨が極めて激しく移動が危険な時間帯は、児童の安全確保を最優先とし、園内待機を含め、安全なタイミングで迎えにくるよう案内するものとします。

（２）台風以外の場合（局地的大雨・線状降水帯など）

原則は「４　臨時休園とする具体的な基準」に基づき判断します。

ただし、気象情報等により数時間後に警戒レベルが下がることが予見される場合などは、避難情報（警戒レベル３以上）が発令されているときであっても、市の判断により臨時休園としないこともあります。

なお、市が臨時休園としない場合であっても、各対象施設が独自に定める基準による自主的な臨時休園等の判断については、これを尊重するものとします。

６　保育の再開

避難情報の解除後、対象施設内外の安全確認、職員の配置体制の確保、ライフラインの被害状況の確認及び復旧等を行い、受け入れ態勢が整った段階で保育を再開するものとします。

なお、給食物資納入業者の搬入が困難な場合など、状況によっては給食の提供を行わないこと（非常食での対応、弁当持参の依頼など）も考えられます。

７　保護者への周知

本基準については、毎年度当初等に保護者へ周知を行い、災害時における対応の合意形成を図るものとします。

臨時休園等の災害に関する情報（市の決定等）については、市公式Webサイト「市川市内保育施設用災害ポータルサイト」において適宜発信します。

【市川市内保育施設用災害ポータルサイト】

URL　https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/76744.html